

市 民 安 全

内 容

- 市民生活
- 避難者支援
- 市民の集会施設
- 住民窓口
- 国民健康保険
- 後期高齢者医療制度
- 国民年金
- 移住・定住
- 国内・国際交流

市民安全

○市民生活

1 消費者行政

(1)福島市民の消費生活を守る条例

本市は、昭和 43 年 5 月の消費者保護基本法の施行と同時に消費者啓発を主眼とした消費者保護行政を推進してきた。

しかし、昭和 48 年の石油ショック以降、資源やエネルギーの制約が社会的に問題になるなど、安定成長期をむかえた経済とともに市民生活にも環境の変化による新しい消費生活問題が生まれてきた。このため、昭和 50 年に消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定と向上を確保するために「福島市民のくらしを守る条例」を制定した。

その後、消費者を取り巻く経済社会情勢は大きく変化している。国においては、平成 16 年 6 月に消費者基本法を制定し、消費者の権利の尊重と自立支援を打ち出したほか、平成 21 年 9 月には消費者庁を発足させ、消費者行政の一元化を図っている。

本市においても、市民が安全で安心できる消費生活の確保及び、環境の保全に配慮した循環型消費生活の形成に寄与することを目的とする「福島市民の消費生活を守る条例」を平成 18 年 3 月に制定し、さらに平成 28 年 4 月には「福島市消費生活センター条例」を制定し、これらの新しい時代に消費者行政を積極的に推進することとした。

①「福島市民の消費生活を守る対策会議」の設置

専門性の高い事項や公正な執行が望まれる事項等につき広く各界の意見を聴くために、市長の諮問機関として設置する。

また、その内部に苦情処理部会、その他の部会を設け、機動的な運営体制に整備し、消費生活に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

組織 学識経験者、消費者・事業者代表等から市長が委嘱 12 人以内

職務内容 市長の諮問に応じ、調査、審議する。

(ア)消費者施策に関する基本的事項

(イ)消費生活基本計画の策定に関する事項

(ウ)消費者苦情のあっせん又は調停に関する事項

(エ)訴訟費用の貸付に関する事項

(オ)表示の適正化、包装の適正化の基準に関する事項

(カ)その他消費者施策について市長が必要と認める事項

②消費者訴訟の援助

消費者が事業者を相手に行う訴訟に関し、その費用の貸付け等必要な援助をする。

(2)危害防止策の推進

①商品等の安全対策の推進

危害に関する調査と情報の提供をする。

(3)表示包装の適正化推進

①包装の適正化推進

適正な商品選択や、省資源・省エネルギーの観点から簡易包装を推進する。

(4)啓発活動及び教育の推進

①消費者学習機会の提供

(ア)市民のくらしの講座

一般市民を対象として、「自立した消費者」養成に努める。

(イ)消費生活学習会

消費者意識及び市民意識啓発のため消費生活学習車を運行する。

(ウ)消費生活出前講座

地域へ出向いて講話やDVDによる学習支援を行う。

②消費者情報の提供

(ア) SNS・ラジオスポットによる情報の提供

(イ) 広報紙等による消費生活情報の提供

③市民のくらし展開催（隔年）

④高齢者の消費者教育

⑤若年者の消費者教育

⑥消費者団体の支援

(5) 消費者苦情の処理及び被害の救済

消費者問題について、適切かつ円滑に処理するため、消費生活相談員を配置し、苦情の処理及び相談にあたる。

①消費者苦情・相談受付(福島市消費生活センター内)

相談員 4人

相談専用電話 522-5999

多重債務専用「多重債務110番」522-7867

②PIO-NETの運用 平成16年4月1日

〈相談件数〉

(件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,365	1,428	1,321	1,342	1,485

〈相談内容別〉

(件)

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安全・衛生	36	30	27	34	23
品質・機能・役務品質	91	92	106	114	119
法規・基準	33	31	38	22	18
価格・料金	115	116	101	99	56
計量・量目	0	2	3	5	2
表示・広告	90	124	77	54	48
販売方法	505	550	588	617	603
契約・解約	1,028	1,040	819	853	1,044
接客対応	128	130	124	109	81
包装・容器	0	0	0	0	1
施設・設備	1	1	0	1	1
買物相談	31	36	51	41	34
生活知識	11	21	37	3	6
その他	21	11	10	8	4
合計	2,090	2,184	1,981	1,960	2,040

(注) 分類は国民生活センターPIO-NET 分類マニュアルによる。集計は重複項目あり。

(6) 高齢者のなりすまし詐欺や悪質な電話勧誘による消費者被害の未然防止

悪質電話撃退装置等購入費補助事業の実施

(7) 地域における消費者啓発の推進

消費者啓発ボランティア事業の実施

(8) 関係機関との連携の強化

高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るため、消費者安全法の規定に基づき、令和3年8月に「福島市消費者の安全を守る地域協議会」を設置。

2 市民相談

市政に関することや生活上での困りごと等について相談に応じるほか、専門相談員による登記・法律等の相談にも応じている。(無料)

- | | | |
|------------|-----------------|------------------------|
| (1)市政相談 | 市政に関する相談 | 毎日(土・日・祝日・年末年始をのぞく) |
| (2)一般相談 | 各種の困りごとや悩みごとの相談 | 毎日(土・日・祝日・年末年始をのぞく) |
| (3)市民法律相談 | 弁護士による相談 | 月4回…要予約(毎月第1・2・3・4金曜日) |
| (4)登記相談 | 司法書士による相談 | 月2回(毎月第1・3水曜日) |
| (5)土地家屋相談※ | 土地家屋調査士による相談 | 月2回(毎月第1・3水曜日) |
| (6)行政相談 | 行政相談委員による相談 | 月2回(毎月第1・3木曜日) |

〈相談件数〉

区分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		割合	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市政相談		41	3.8	46	5.5	27	3.5	16	2.1	7	0.7
一般相談		473	44.3	383	46.2	284	37.2	257	33.7	469	46.5
専門による 相談員	市民法律	430	374	374	45.1	411	53.9	435	57.1	424	42.1
	登記	93	22	22	2.7	40	5.2	54	7.1	99	9.8
	土地家屋	29	4	4	0.5	1	0.2	-	-	9	0.9
	行政	3	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	小計	555	400	400	48.3	452	59.3	489	64.2	532	52.8
合計		1,069	100.0	829	100.0	763	100.0	762	100.0	1,008	100.0

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。

3 交通安全

(1)道路交通環境

モーターリゼーションの進展や、活発な産業活動により、安全かつ快適な道路環境の整備を基本として、総合的な道路体系の確立と整備を進めている。

本市においては、東北自動車道、東北中央自動車道、国道及び主要地方道が道路網の骨格となっており、市内を国道4号、13号は南北に、また、国道114号、115号、399号は東西に通過している。

国道13号、115号は市の中心部と接続しており、東北自動車道の福島飯坂インターが国道13号に、福島西インターが国道115号に連絡しているため、市内を通る、いわゆる外来通過車両が年々増加の傾向にあることから、現在、国道13号福島西道路の南伸等環状道路の整備を進めている。

また、東北中央自動車道のうち相馬福島道路約45kmが令和3年4月24日に全線開通となった。

(2)交通事故発生状況(各年1月1日～12月31日) (件、人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	605	560	530	460	431
死者	8	8	3	8	7
傷者	716	623	590	520	494

(3)交通安全関係機関

①福島市交通安全対策会議

福島市の交通安全計画を策定するため、交通安全対策基本法に基づき設置する。

設置年月日 昭和46年4月1日

組織 会長は市長 委員12人

幹事14人

※委員は警察署、交通行政関係機関の長により構成

事業内容

(ア)福島市交通安全計画の作成並びに事業推進

(イ)陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画審議並びに施策推進

②福島市交通対策協議会

市内の交通の円滑化及び能率化並びに交通事故防止に対する総合的な対策を推進し、市民の福祉の向上を図ることを目的として設置する。

設置年月日 昭和 45 年 4 月 3 日

組織 会長は福島市長、副会長 5 人、監事 2 人、委員 89 人、幹事 13 人、事務局 8 人

支部 26 支部（中央 6 支部ほか支所等单位に 20 支部）

事業内容

(ア)交通の円滑化を図るための合理化対策

(イ)交通安全に関する啓発及び交通安全教育の普及徹底

(ウ)交通安全施設及び交通環境の整備

(エ)交通事故の実態の検討及び事故防止の諸対策

(オ)交通遺児激励金の支給

(カ)その他目的達成に必要と認める事項

(4)交通安全対策事業

①交通安全功労者等表彰

永年、交通安全活動に尽力された方を表彰する。

②交通安全運動

市民の交通安全意識の高揚を図り、正しい交通ルールとマナーの普及啓発に努めるため、交通安全関係機関・団体と相互連携を図り、市内全域、同一スローガンを基に市民総ぐるみ運動を推進する。

〈令和 5 年度実施状況〉

運動の名称	運動時間	スローガン	運動の重点等
新入学（園）児童・園児の交通事故防止運動	4 月 6 日 ～ 4 月 12 日の 7 日 間	「見えている？ ピンと伸ばした 小さな手」	1. 新入学（園）児童・園児の交通事故防止 2. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 3. 道路横断中の交通事故防止
春の全国交通安全運動	5 月 11 日 ～ 20 日の 10 日間	「自転車に 乗 るなら必ず ヘル メット」	1. こどもを始めとする歩行者の安全の確保 2. 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上 3. 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
夏の交通事故防止市民総ぐるみ運動	7 月 16 日 ～ 7 月 25 日の 10 日 間	「いってきます ただいまを守る 交通ルール」	1. こどもと高齢者の交通事故防止 2. 道路横断中の交通事故防止 3. 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶 4. 自転車の交通事故防止とヘルメット着用・保険等加入の促進 5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 6. 踏切における交通事故防止
秋の全国交通安全運動	9 月 21 日 ～ 9 月 30 日の 10 日 間	「反射材 「こ こにいるよ！」 の メッセージ」	1. こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶 3. 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
年末年始の交通事故防止市民総ぐるみ運動	12 月 10 日～ 1 月 7 日の 29 日間	「反射材 キラ キラ光る いの ちづな」	1. 道路横断中の交通事故防止（特に、高齢歩行者の保護の推進） 2. 夕暮れ時や夜間の交通事故防止 3. 飲酒運転の根絶 4. 自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守 5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③福島市交通安全市民大会

交通安全意識の高揚を図り市民総参加による交通安全運動を展開する。

(ア) 交通安全功労者等の表彰

(イ) 交通安全宣言

④福島市シルバー交通安全推進員制度

⑤福島市幼児交通安全クラブ

幼児と保護者を対象に、交通ルールを学習するクラブを組織する。

⑥交通安全教室

保育所(園)、幼稚園、小学生、中学校の幼児・児童・生徒等や、高齢者を対象に、交通安全教室（視聴覚教材による講話、ミニ信号機等による実地訓練指導、自転車の安全利用指導等）を実施する。

⑦交通遺児激励金制度

設置年月日 昭和46年4月1日

対象 義務教育課程にある交通遺児

支給月 5月

支給金額 1人年15,000円

<交通遺児激励金支給状況>

(人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5	3	1	1	4

⑧通学路標識整備事業

児童の交通安全確保のため、通学路標識を整備する。

(5)交通教育専門員設置事業

設置年月日 昭和61年4月1日

(昭和42年4月1日～昭和61年3月31日までは交通指導員として設置)

任命権者 市長

任期 3年(令和4年4月1日～令和7年3月31日)

人員・身分 34人 非常勤特別職(令和6年4月1日現在)

勤務内容

①交通安全教育活動

②街頭指導及び広報活動

③交通安全関係ボランティア団体の育成、指導

④その他市長が必要と認める交通安全活動

○避難者支援

1 行政相談窓口の開設

(1)概要

多くの市民が避難している山形市と米沢市において相談窓口を開設し、各種行政事務等に関する相談や、本市の放射線量や除染の進捗状況等の情報を提供している。

※令和2年度末をもって山形市と米沢市における相談窓口は終了し、令和3年度からは電話での相談窓口とした。

(2)自主避難者行政相談窓口相談件数集計(平成23年度～令和5年度まで)

(人、件、日)

年度	相談者数	健康医療	放射線	除染	就学教育	損害賠償	その他	計	申請件数	開催日数
23年度計	41	38	4	11	12	11	27	103	5	7
24年度計	596	567	29	130	39	12	183	960	2,338	161
25年度計	333	327	4	17	9	7	127	491	1,921	102
26年度計	225	190	1	4	9	0	83	287	1,085	101
27年度計	155	104	4	9	9	1	72	199	626	83
28年度計	66	68	0	0	0	0	15	83	699	48
29年度計	49	48	0	0	1	0	4	53	300	30
30年度計	32	32	0	1	1	0	4	38	202	24
元年度計	22	22	0	0	0	0	0	22	127	24
2年度計	14	15	0	0	1	0	0	16	72	16
3年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	65	-
4年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	75	-
5年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	59	-
合計	1,533	1,411	42	172	81	31	515	2,251	7,574	596

2 笑顔つなぐまち交流事業

(1)趣旨

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により、他市町村から避難を余儀なくされ、本市へ長期に避難している方が、心身ともに健康な状態で居住地に戻れるように、避難先の周辺住民等と融和を図るための交流事業を行うことを目的としている。

(2)補助対象事業

本市に設置されている復興公営住宅等へ入居している長期避難者と市民が交流することを目的として行うイベント等で次のいずれかに該当する事業を補助の対象としている。

①健康や環境美化などの交流活動に伴う事業

②生活や食などに係る地域文化の交流活動に伴う事業

③子どもの交流活動に伴う事業

○市民の集会施設

市では、市民の集会・催物等の利用に供し福祉の増進と文化の向上を図るため市民会館を設置している。

1 市民会館

所 在 地	福島市霞町1番52号
敷 地 面 積	8,477.89 m ²
建物延面積	6,547.05 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋3階
施 設 内 容	ホール2、会議室7、和室6、談話室4、展示室2、茶道室1、華道室1、料理教室1、音楽室1、偕楽亭（茶室）1、敬老センター（和室）5 ※併設
開 設 年 月	昭和47年1月

○住民窓口

1 各種届出件数

(1)戸籍届書受理件数

届書類 年度	出生	死亡	婚姻	離婚	養子縁組	養子離縁	転籍	分籍	入籍
R 3	2,230	4,052	2,311	582	217	58	1,136	48	431
4	2,135	4,426	2,240	569	163	52	1,188	34	427
5	1,954	4,418	2,133	559	188	53	1,230	43	435

届書類 年度	名変更	氏変更	認知	帰化	国籍喪失	その他	計	死産届
R 3	6	29	31	3	2	507	11,643	38
4	12	19	32	5	17	535	11,854	28
5	5	15	31	6	7	466	11,543	33

(2)住民基本台帳関係届出書受理件数

区分 年度	転入	転出	転居	世帯変更
R 3	6,418	7,240	6,609	727
4	6,742	7,223	6,207	887
5	6,408	6,959	5,674	779

(3)人口異動状況（人口）

区分 年度	転入	転居	転出	出生	死亡	年間増減	
						世帯	人口
R 3	8,265	11,140	8,906	1,598	3,484	313	△2,499
4	8,637	10,191	8,918	1,545	3,798	480	△2,435
5	8,196	9,244	8,869	1,417	3,781	△109	△3,243

(4)謄抄本・証明等取扱件数

種別 年度	戸籍等謄抄本・証明			住民票写し・閲覧・証明		
	謄本	抄本	証明	写	閲覧	証明
R 3	82,423	9,066	1,024	135,606	8,005	2,764
4	89,614	9,450	782	130,236	7,183	2,536
5	128,799	12,056	641	130,268	3,539	2,327

種別 年度	戸籍の附票の写	個人番号カード	印鑑証明 印鑑登録	臨時運行	その他の証明
R 3	12,164	38,683	81,008	2,681	3,486
4	12,980	66,831	80,104	2,590	3,238
5	14,423	32,610	79,642	2,436	3,033

○国民健康保険

1 被保険者

(1)国保加入状況（年度平均 3～2月ベース）

区分 年度	総数		国保		加入率		世帯当たり 被保険者数
	世帯	人口	世帯	被保険者	世帯	被保険者	
R 3	124,269	273,842	34,577	52,508	27.82	19.17	1.52
4	124,721	271,345	33,933	50,841	27.20	18.73	1.49
5	124,939	268,613	32,858	48,610	26.29	18.09	1.47

(2)被保険者事由別異動状況（年度計 3～2月ベース）

①資格取得

区分 年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
R 3	1,250	7,862	66	88	6	374	9,646
4	1,423	7,823	70	108	9	517	9,950
5	1,368	8,152	83	85	4	534	10,226

②資格喪失

区分 年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他	計
R 3	1,121	6,193	211	371	2,436	586	10,918
4	1,091	6,046	232	402	3,690	670	12,131
5	1,156	6,069	251	374	3,541	600	11,991

2 保険税

(1)税率及び賦課割合の推移

区分 年度		税率			賦課割合			課税限度額 円
		所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 %	平等割 %	
R 3	医療分	6.70	17,900	18,300	54.63	27.68	17.69	630,000
	支援分	2.80	6,700	7,000	56.06	26.58	17.36	190,000
	介護分	3.80	11,900	7,900	51.50	30.72	17.78	170,000
4	医療分	6.60	18,700	18,300	53.79	28.56	17.65	650,000
	支援分	2.70	7,300	7,200	53.90	28.41	17.69	200,000
	介護分	2.80	10,000	6,200	50.81	31.90	17.29	170,000
5	医療分	6.50	19,700	18,300	52.48	29.83	17.69	650,000
	支援分	2.60	7,800	7,200	52.24	30.05	17.71	220,000
	介護分	2.60	10,000	6,200	49.22	32.89	17.89	170,000

（注）賦課割合は、基数調査日の賦課期日現在における一般被保険者分の限度超過額控除後（介護は全体分）。

(2)年度別収納状況

○現年課税

(単位：千円)

年度		区分	調定額	1世帯当たり (円)	1人当たり (円)	収入済額	還付未済額 (再掲)	不納 欠損額	収入 未済額	居所不明者 分調定額	収納率(%)	
											決算	年報
R 3	一般	医療分	2,943,705	85,135	56,062	2,809,950	4,290	—	138,045	—	95.46	95.31
		支援分	1,152,154	33,321	21,942	1,098,519	789	—	54,425	—	95.34	95.28
		介護分	517,137	38,114	33,263	475,205	350	—	42,282	—	91.89	91.82
		小計	4,612,996	156,570	111,267	4,383,674	5,430	—	234,752	—	95.03	94.91
	退職	医療分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		支援分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		介護分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	医療分	2,943,705	85,135	56,062	2,809,950	4,290	—	138,045	—	95.46	95.31
		支援分	1,152,154	33,321	21,942	1,098,519	789	—	54,425	—	95.34	95.28
		介護分	517,137	38,114	33,263	475,205	350	—	42,282	—	91.89	91.82
		合計	4,612,996	156,570	111,267	4,383,674	5,430	—	234,752	—	95.03	94.91
4	一般	医療分	2,866,819	84,485	56,388	2,739,111	7,169	—	134,877	—	95.55	95.30
		支援分	1,123,528	33,110	22,099	1,071,068	1,141	—	53,601	—	95.33	95.23
		介護分	405,440	30,766	27,015	371,824	445	—	34,061	—	91.71	91.60
		小計	4,395,787	148,361	105,502	4,182,003	8,754	—	222,538	—	95.14	94.94
	退職	医療分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		支援分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		介護分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	医療分	2,866,819	84,485	56,388	2,739,111	7,169	—	134,877	—	95.55	95.30
		支援分	1,123,528	33,110	22,099	1,071,068	1,141	—	53,601	—	95.33	95.23
		介護分	405,440	30,766	27,015	371,824	445	—	34,061	—	91.71	91.60
		合計	4,395,787	148,361	105,502	4,182,003	8,754	—	222,538	—	95.14	94.94
5	一般	医療分	2,780,633	84,626	57,203	2,651,801	4,949	—	133,780	—	95.37	95.19
		支援分	1,090,758	33,196	22,439	1,037,352	979	—	54,385	—	95.10	95.01
		介護分	383,462	29,988	26,367	350,145	345	—	33,661	—	91.31	91.22
		小計	4,254,853	147,771	106,009	4,039,299	6,272	—	221,826	—	94.93	94.79
	退職	医療分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		支援分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		介護分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	医療分	2,780,633	84,626	57,203	2,651,801	4,949	—	133,780	—	95.37	95.19
		支援分	1,090,758	33,196	22,439	1,037,352	979	—	54,385	—	95.10	95.01
		介護分	383,462	29,988	26,367	350,145	345	—	33,661	—	91.31	91.22
		合計	4,254,853	147,810	106,009	4,039,299	6,272	—	221,826	—	94.93	94.79

(注) 年報の収納率は、次により算出される。〔(収入済額－還付未済額)÷(調定額－居所不明者分調定額)〕×100

(注) 令和2年度以降の退職被保険者等は0人であり調定額は過年度課税分のため、1世帯(1人)当たりは算出しない。

(注) 令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示しており、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 令和3年度以降の収納率は、表中の数値により算出した。

○滞納繰越

(単位：千円)

年度		区分	調定額	収入済額	還付未済額 (再掲)	不納欠損額	収入未済額	居所不明者 分 調 定 額	収納率 (%)	
									決算	年報
R 3	一般	医療分	706,453	153,984	246	39,935	512,781	—	21.80	21.76
		支援分	247,082	54,407	31	14,132	178,575	—	22.02	22.01
		介護分	139,656	29,020	17	7,858	102,796	—	20.78	20.77
		小計	1,093,192	237,411	295	61,924	794,152	—	21.72	21.69
	退職	医療分	5,020	324	—	369	4,326	—	6.45	6.45
		支援分	1,146	118	—	133	896	—	10.30	10.30
		介護分	1,436	112	—	120	1,204	—	7.80	7.80
		小計	7,603	554	—	623	6,426	—	7.29	7.29
	計	医療分	711,473	154,308	246	40,304	517,107	—	21.69	21.65
		支援分	248,229	54,525	31	14,264	179,471	—	21.97	21.95
		介護分	141,093	29,132	17	7,978	104,000	—	20.65	20.63
		合計	1,100,795	237,964	295	62,547	800,578	—	21.62	21.59
4	一般	医療分	645,384	130,018	257	44,923	470,701	—	20.15	20.11
		支援分	230,906	47,594	6	15,936	167,382	—	20.61	20.61
		介護分	143,341	29,108	6	8,400	105,839	—	20.31	20.30
		小計	1,019,631	206,720	270	69,259	743,922	—	20.27	20.25
	退職	医療分	4,327	654	—	283	3,390	—	15.11	15.11
		支援分	896	110	—	102	684	—	12.28	12.28
		介護分	1,204	114	—	93	998	—	9.47	9.47
		小計	6,427	878	—	477	5,072	—	13.66	13.66
	計	医療分	649,711	130,672	257	45,206	474,091	—	20.11	20.07
		支援分	231,802	47,704	6	16,038	168,066	—	20.58	20.58
		介護分	144,545	29,222	6	8,493	106,836	—	20.22	20.21
		合計	1,026,058	207,598	270	69,736	748,993	—	20.23	20.21
5	一般	医療分	599,465	112,423	132	58,998	428,176	—	18.75	18.73
		支援分	218,681	41,774	12	20,747	156,171	—	19.10	19.10
		介護分	138,394	25,101	3	11,226	102,070	—	18.14	18.14
		小計	956,539	179,298	147	90,971	686,417	—	18.74	18.73
	退職	医療分	3,437	280	0	111	3,046	—	8.15	8.15
		支援分	684	52	0	28	604	—	7.60	7.60
		介護分	998	71	0	45	882	—	7.11	7.11
		小計	5,119	403	0	184	4,532	—	7.87	7.87
	計	医療分	602,902	112,703	132	59,109	431,222	—	18.69	18.67
		支援分	219,365	41,826	12	20,776	156,775	—	19.07	19.06
		介護分	139,392	25,172	3	11,271	102,952	—	18.06	18.06
		合計	961,658	179,701	147	91,155	690,949	—	18.69	18.67

(注) 年報の収納率は、次により算出される。〔(収入済額－還付未済額)÷(調定額－居所不明者分調定額)]×100

(注) 令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示しており、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 令和3年度以降の収納率は、表中の数値により算出した。

3 保険財政

○年度別決算状況

【歳入】

(単位：千円)

科目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 国民健康保険税	4,621,638	4,389,600	4,219,000
2 使用料及び手数料	22	17	18
3 県支出金	16,468,185	16,534,301	16,301,235
4 財産収入	70	70	70
5 繰入金	1,996,772	2,033,847	2,073,022
6 繰越金	1,940,830	1,652,432	1,533,647
7 諸収入	80,860	71,193	65,413
8 国庫支出金	13,815	11,186	9,585
歳入合計	25,122,191	24,692,646	24,201,989

【歳出】

(単位：千円)

科目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 総務費	447,490	414,601	437,755
2 保険給付費	16,261,285	16,329,139	16,146,371
3 国民健康保険事業費納付金	6,474,673	6,147,356	6,017,456
4 保健事業費	243,641	246,465	246,378
5 基金積立金	70	70	70
6 公債費	—	—	—
7 諸支出金	42,600	21,369	26,346
8 予備費	—	—	—
歳出合計	23,469,759	23,158,999	22,874,377

(注) 令和3年度以降の数値は、表示数値未満を四捨五入して表示しており、計と内訳の計が一致しない場合がある。

4 保険給付費

(1)管内医療機関の状況

①施設数

(令和6年3月31日現在)

区分 \ 項目		施設数	病床数
病院		21	4,178
一般診療所	有床	17	232
	無床	234	—
歯科診療所		132	—
薬局		173	—

②医療機関の密度

(令和6年3月31日現在)

区分 \ 項目	単位	被保険者数（人）	人口（人）
病院診療所	1 病院・診療所当たり	179	978
歯科診療所	1 所当たり	368	2,016
病床	1 床当たり	11	60
薬局	1 局当たり	281	1,538

※基数

{ 被保険者数 48,610 人
 人口 266,120 人 （令和6年3月31日現在）

(2)保険給付内容等の変遷

年度	給付内容等の改善状況
S 29	1 国民健康保険事業開始 2 歯科補てつ、寝具給付 助産費 1件 500円 葬祭費 1件 500円 給付期間 2年 結核 3年
30	1 助産費 1件 1,000円 (昭和34年4月から)
31	1 初診科、往診料給付
32	1 給付期間はすべて転帰となる。コルセット類給付
33	1 看護移送給付
36	1 給食給付、世帯主結核、精神病7割給付 (昭和34年10月から) 2 葬祭費 1件 1,000円 (昭和36年4月から)
37	1 助産費 1件 2,000円 (昭和37年12月から)
38	1 世帯員7割給付 (昭和38年10月から) 2 葬祭費 1件 1,000円
41	1 世帯員7割給付 (昭和42年1月から) (旧松川町、旧信夫村、旧吾妻町は昭和40年1月から)
42	1 乳児 (1歳未満) 10割給付 (昭和42年10月から、旧吾妻町は昭和44年4月から) 2 助産費 1件 3,000円 (昭和42年10月から) 3 育児手当金 1件 1,200円 (昭和42年4月から、旧松川町、旧信夫村は昭和41年4月から、旧吾妻町は昭和39年4月から)
45	1 助産費 1件 10,000円 (昭和45年9月から) 2 80歳以上の高齢者10割給付 (昭和46年1月から)
47	1 高齢者 (80歳以上) の10割給付事業を一般会計へ移管 (昭和47年4月から)
48	1 助産費 1件 12,000円 (昭和48年4月から) 2 葬祭費 1件 5,000円 (") 3 育児手当の廃止 (昭和48年3月31日) 4 乳児 (1歳未満) 10割給付事業を一般会計へ移管 (昭和48年10月から)
49	1 助産費 1件 20,000円 (昭和49年4月から) 2 葬祭費 1件 7,000円 (") 3 高額療養費支給 被保険者1人 月30,000円 (一部負担金) を超える分 (昭和49年7月から)
50	1 助産費 1件 40,000円 (昭和50年7月から) 2 葬祭費 1件 10,000円 (昭和50年4月から) 3 高額療養費を口座振替とする。 (昭和50年4月から)
51	1 高額療養費支給 被保険者1人 月39,000円 (一部負担金) を超える分 (昭和51年8月から) 2 助産費、葬祭費を口座振替とする。 (昭和51年4月から)
52	1 助産費 1件 60,000円 (昭和52年10月から) 2 高額療養費貸付制度を発足 (昭和52年4月から)
53	1 高額療養費貸付事務を一般会計へ移管 (昭和53年4月から) (国保年金課給付係から福祉課医療助成係へ)
54	1 助産費 1件 80,000円 (昭和54年12月から)
56	1 助産費 1件 100,000円 (昭和57年3月から)
57	1 高額療養費支給 被保険者1人 月45,000円 (一部負担金) を超える分 (昭和57年9月から) 2 高額療養費支給 被保険者1人 月51,000円 (一部負担金) (昭和58年1月から) (市民税非課税世帯は月39,000円 (一部負担金) 措置)
59	1 高額療養費共同事業実施 (昭和59年4月から) 2 退職者医療制度実施 (昭和59年10月から) 3 高額療養費自己負担限度額の改正 (昭和59年10月から) ○市民税非課税世帯 30,000円 ○一世帯で30,000円 (市民税非課税世帯21,000円) 以上の負担が複数生じた場合は合算して適用 ○一年間に4回以上支給される場合は、4回以降30,000円 (市民税非課税世帯 21,000円) ○長期高額疾病 10,000円
60	1 助産費 1件 130,000円 (昭和61年3月から)
61	1 助産費 1件 15,000円 (昭和61年4月から) 2 高額療養費支給 被保険者1人 月54,000円 (一部負担金) を超える分 (昭和61年5月から)
63	1 高額医療費共同事業 1件 80万円以上 (昭和63年度から)

年度	給付内容等の改善状況									
H元	1 高額療養費自己負担限度額の改正（平成元年6月から）									
	区分	自己負担限度額		多数該当		世帯合算多数		世帯合算		特定疾病
		現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	
	課税	円 54,000	円 57,000	円 54,000	円 30,000	円 33,000	円 30,000	円 54,000	円 57,000	円 10,000
非課税	30,000	31,800	21,000	22,200	21,000	22,200	30,000	31,800	10,000	
3	1 高額療養自己負担限度額の改正（平成3年5月から）									
	区分	自己負担限度額		多数該当		世帯合算多数		世帯合算		特定疾病
		現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	
	課税	円 57,000	円 60,000	円 33,000	円 34,800	円 33,000	円 34,800	円 57,000	円 60,000	円 10,000
非課税	31,800	33,600	22,200	23,400	22,400	23,400	31,800	33,600	10,000	
4	1 助産費 1件 240,000 円（平成4年4月から） 2 葬祭費 1件 30,000 円（ ” ）									
5	1 高額療養費自己負担限度額の改正（平成5年5月から）									
	区分	自己負担限度額		多数該当		世帯合算多数		世帯合算		特定疾病
		現行	改正	現行	改正	現行	改正	現行	改正	
	課税	円 60,000	円 63,000	円 34,800	円 37,200	円 34,800	円 37,200	円 60,000	円 63,000	円 10,000
非課税	33,600	35,400	23,400	24,600	23,400	24,600	33,600	35,400	10,000	
6	1 出産育児一時金 1件 300,000 円（平成6年10月から） 2 葬 祭 費 1件 50,000 円（ ” ） 3 入院時食事療養の創設・定額一部負担の導入（ ” ）									
7	1 幼児（1～2歳児） 10割給付 （平成7年10月から）									
8	1 高額療養費自己負担限度額の改正（平成8年6月から） ○市民税課税世帯 63,600 円									
9	1 外来薬剤費別途負担の創設（平成9年9月から）									
11	1 幼児10割給付の1割引上げ（1～3歳児）（平成11年7月から）									
12	1 高額療養費自己負担限度額の改正（平成13年1月から） ○市民税非課税世帯の方 53,400 円（現行どおり） ○一般の方 63,600 円＋（医療費－318,000 円）×1％ ○上位所得者（基礎控除後の所得が670万円超）の方 121,800 円＋（医療費－609,000 円）×1％ 《過去12ヶ月以内に、同一世帯で「高額療養費」の支給が4回以上あった場合、4回目から》 ○市民税非課税世帯の方 24,600 円（現行どおり） ○一般の方 37,200 円（現行どおり） ○上位所得者 70,800 円 2 入院時の食事療養費自己負担額の改正（平成13年1月から） 1日 760 円→780 円（市民税非課税世帯は、従来どおり 650 円） 3 海外療養費の新設（13年4月から）									
13	1 幼児10割給付の就学前まで引き上げ（13年4月から）									
14	1 出産資金貸付制度を発足（平成14年4月から） 2 高額療養費自己負担限度額の改正（平成14年10月から） ○課税世帯の合算基準額 30,000 円→21,000 円									
	70歳以上（老健該当者を除く）					世帯全体				
	限度額区分	外来 （個人ごとに計算）	入院および 世帯ごとの 限度額	4回目以 降の限度 額（多数）	限度額区分	各12ヶ月以内に 1回目から3回目		4回目以降の限 度額（多数）		
						139,800 円 なお、医療費が699,000円を超えた分の1%を加えます。				
	一定以上 所得者	40,200 円	72,300 円 なお、医療費が 361,500円を超えた時 は、超えた分の1%を 加えます。	40,200 円	上位所得者	77,700 円		一般世帯	40,200 円	
	一般世帯	12,000 円	40,200 円	—	一般世帯	72,300 円 なお、医療費が361,500円を超えた時は、超えた分の1%を加えます。				
	低所得者	Ⅱ	8,000 円	24,600 円	—	市民税非課税 世帯の方等	35,400 円			24,600
		Ⅰ		15,000 円	—					
	○課税世帯の合算基準額 30,000 円→21,000 円 3 国民健康保険限度額適用証の発行（平成14年10月から） ○70歳以上（老健該当者を除く）に低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの明記 4 入院時の食事療養費自己負担額の改正（平成14年10月から） ○低所得者Ⅰの世帯 1日 300 円 5 外来薬剤一部負担金の廃止（平成15年3月31日）									

年度	給付内容等の改善状況																																												
H15	1 退職被保険者等の一部負担金の見直し（平成15年4月から） 一部負担金が3割 特例療養費の廃止 2 高額療養費の見直し（平成15年4月から） 70歳未満自己負担額 一般＝72,300円＋（医療費－241,000円）×0.01 上位所得者＝139,800円（医療費－466,000）×0.01																																												
18	1 入院時の食事療養費自己負担額を1日単位から1食単位に変更（平成18年4月から） ○一般 260円 ○非課税世帯及び低所得世帯Ⅱ 90日までの入院 210円 ○〃 90日を超える入院 160円 ○低所得Ⅰ 100円 2 出産育児一時金 1件 350,000円（平成18年10月から） 3 入院時生活療養費の創設（平成18年10月から） 4 高額療養費自己負担限度額の改定（平成18年10月から） ○一定以上の所得がある方の「自己負担割合」 一定以上の所得がある方 . . . 2割負担 3割負担 一般所得の方 1割負担 （変更なし） ○70歳以上の方（老人医療を含む） <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">入院および世帯ごとの限度額</td><td>4回以上 （過去12ヶ月）</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>外来（個人ごとに計算）</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">一定以上所得者</td><td>44,400円</td><td>80,100円＋ （医療費－267,000円）×0.01</td><td>44,400円</td></tr><tr><td colspan="2">一般</td><td>12,000円 （変更なし）</td><td>44,400円</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">低所得者</td><td>Ⅱ</td><td>8,000円 （変更なし）</td><td>24,600円 （変更なし）</td><td>－</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td></td><td>15,000円 （変更なし）</td><td>－</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>過去12ヶ月以内に 1回目から3回目</td><td>4回目以降の 限度額（多数）</td></tr><tr><td>上位所得者</td><td>150,000円＋ （医療費－500,000円）× 0.01</td><td>83,400円</td></tr><tr><td>一般世帯</td><td>80,100円＋ （医療費－267,000円）×0.01</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>市民税 非課税世帯</td><td>53,400円 （変更なし）</td><td>24,600円 （変更なし）</td></tr></table>						入院および世帯ごとの限度額		4回以上 （過去12ヶ月）			外来（個人ごとに計算）			一定以上所得者		44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円）×0.01	44,400円	一般		12,000円 （変更なし）	44,400円	－	低所得者	Ⅱ	8,000円 （変更なし）	24,600円 （変更なし）	－	Ⅰ		15,000円 （変更なし）	－		過去12ヶ月以内に 1回目から3回目	4回目以降の 限度額（多数）	上位所得者	150,000円＋ （医療費－500,000円）× 0.01	83,400円	一般世帯	80,100円＋ （医療費－267,000円）×0.01	44,400円	市民税 非課税世帯	53,400円 （変更なし）	24,600円 （変更なし）
		入院および世帯ごとの限度額		4回以上 （過去12ヶ月）																																									
		外来（個人ごとに計算）																																											
一定以上所得者		44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円）×0.01	44,400円																																									
一般		12,000円 （変更なし）	44,400円	－																																									
低所得者	Ⅱ	8,000円 （変更なし）	24,600円 （変更なし）	－																																									
	Ⅰ		15,000円 （変更なし）	－																																									
	過去12ヶ月以内に 1回目から3回目	4回目以降の 限度額（多数）																																											
上位所得者	150,000円＋ （医療費－500,000円）× 0.01	83,400円																																											
一般世帯	80,100円＋ （医療費－267,000円）×0.01	44,400円																																											
市民税 非課税世帯	53,400円 （変更なし）	24,600円 （変更なし）																																											
19	1 出産育児一時金受取代理制度発足（平成19年4月から） 2 高額療養費の見直し（平成15年4月から）平成19年4月から ○70歳未満の入院時の医療費の現物給付化開始 医療機関に入院するときに必要なもの（入院前に申請） <table><tr><td colspan="2">平成19年3月まで</td><td colspan="2">平成19年4月から</td></tr><tr><td>住民税課税世帯の方</td><td>○保険証</td><td>住民税課税世帯の方</td><td>○保険証 ○限度額適用認定書</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯の方</td><td>○保険証 ○標準負担額減額認定証</td><td>住民税非課税世帯の方</td><td>○保険証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証</td></tr></table> 3 幼児から就学前10割現物給付を小学生まで引き上げ（平成19年10月から）				平成19年3月まで		平成19年4月から		住民税課税世帯の方	○保険証	住民税課税世帯の方	○保険証 ○限度額適用認定書	住民税非課税世帯の方	○保険証 ○標準負担額減額認定証	住民税非課税世帯の方	○保険証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証																													
平成19年3月まで		平成19年4月から																																											
住民税課税世帯の方	○保険証	住民税課税世帯の方	○保険証 ○限度額適用認定書																																										
住民税非課税世帯の方	○保険証 ○標準負担額減額認定証	住民税非課税世帯の方	○保険証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証																																										
20	1 幼児（3歳～就学前）の国保給付分を7割から8割に引き上げ（平成20年4月から） 2 入院時生活療養費の負担対象年齢が65歳以上に引き下げ（平成20年4月から） 3 医療・介護高額合算制度の創設（平成20年4月から） 4 出産育児一時金 1件 380,000円（平成21年1月から） ○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については350,000円																																												
21	1 出産育児一時金直接支払制度発足（受取代理制度廃止）平成21年10月から 出産育児一時金 1件 420,000円（平成21年10月から） ○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については390,000円																																												
23	1 福島市子ども医療費の助成に関する条例の施行 ○10割現物給付の対象年齢を中学生まで引き上げ（平成23年10月から） 2 震災に伴う一部負担金の免除実施 ○平成23年3月11日～平成24年9月30日 原発避難以外の震災等に伴う免除実施 ○平成23年3月11日～平成25年2月28日 原発避難に伴う免除実施 3 震災に伴う特定健診自己負担金免除 ○平成23年3月11日～平成24年3月31日 ただし、原発避難に伴う場合、平成25年2月28日まで																																												
24	1 限度額適用（標準負担額減額）認定証が入院時のみ適用から、平成24年4月より外来でも適用。 2 福島市子ども医療助成事業の10割現物給付の対象年齢を18歳まで引き上げ（平成24年10月から） 3 特定健診において、クレアチニン検査（腎機能検査）を追加。 4 震災に伴う一部負担金の免除実施 ○平成23年3月11日～平成26年2月28日 原発避難に伴う免除 5 震災に伴う特定健診自己負担金免除 ○平成23年3月11日～平成26年2月28日 原発避難に伴う免除																																												

年度	給付内容等の改善状況																												
H25	1 震災に伴う一部負担金の免除実施（原発避難に伴う免除） ○平成23年3月11日～平成27年2月28日　ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者は、平成26年9月30日まで 2 震災に伴う特定健診自己負担金免除（原発避難に伴う免除） ○平成23年3月11日～平成27年2月28日　ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者は、平成26年9月30日まで																												
26	1 高額療養費の見直し（平成27年1月から） ○70歳未満の月額自己負担額の変更（低所得者層に配慮） 2 出産育児一時金の見直し（平成27年1月から） ○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産について404,000円に引き上げ 3 震災に伴う一部負担金の免除実施（原発避難に伴う免除） ○平成23年3月11日～平成28年2月29日　ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者は、平成27年7月31日まで、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者は平成27年9月30日まで。 4 震災に伴う特定健診自己負担金免除（原発避難に伴う免除） ○平成23年3月11日～平成28年2月29日　ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層の被保険者は、平成27年7月31日まで、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者は平成27年9月30日まで。																												
27	1 震災に伴う一部負担金の免除及び特定健診自己負担免除の実施（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、平成29年2月28日とした。 ただし、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等、平成26年以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者は、平成28年7月31日まで、また、平成27年度に指定が解除された栖葉町の旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者は平成28年9月30日まで。																												
28	1 入院時の食事療養費自己負担額の見直し ○一般 1食 360円（平成28年4月から） ○市民税非課税世帯の方 90日までの入院 1食 210円（現行どおり） ○〃 〃 90日を超える入院 1食 160円（現行どおり） ○市県民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方 1食 100円（現行どおり） 2 震災に伴う一部負担金の免除及び特定健診自己負担免除の実施（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、平成30年2月28日とした。 ただし、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等、平成26年度以前指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の上位所得者層の被保険者は、平成29年7月31日まで、また、平成28年度に指定が解除された旧居住地制限区域等の上位所得層の被保険者は平成29年9月30日まで。																												
29	1 高額療養費自己負担限度額の改正（平成29年8月から） 【70歳以上の方の自己負担限度額】 <table><tr><th>区分</th><th>外来（個人単位）の限度額</th><th>外来＋入院（世帯単位）の限度額</th><th>4回目以降の限度額（多数）</th></tr><tr><td>現役並み所得者</td><td>57,600円</td><td>80,100円（医療費－267,000円）×0.01</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>一般世帯</td><td>14,000円 （年間14.4万円上限）</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td><td>－</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td><td>－</td></tr></table> 2 震災に伴う一部負担金の免除及び特定健診自己負担免除の実施（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、平成31年2月28日とした。 ただし、帰還困難区域等を除く、旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者は、平成30年7月31日まで。	区分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額	4回目以降の限度額（多数）	現役並み所得者	57,600円	80,100円（医療費－267,000円）×0.01	44,400円	一般世帯	14,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	－	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	－								
区分	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額	4回目以降の限度額（多数）																										
現役並み所得者	57,600円	80,100円（医療費－267,000円）×0.01	44,400円																										
一般世帯	14,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円	44,400円																										
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	－																										
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	－																										
30	1 高額療養費自己負担限度額の改正（平成30年8月から） 【70歳以上の方の自己負担限度額】 <table><tr><th>所得区分（適用区分）</th><th>外来（個人単位）の限度額</th><th>外来＋入院（世帯単位）の限度額</th><th>4回目以降の限度額（多数）</th></tr><tr><td>現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）</td><td colspan="2">252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×0.01</td><td>140,100円</td></tr><tr><td>現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）</td><td colspan="2">167,400円＋（医療費の総額－558,000円）0.01</td><td>93,000円</td></tr><tr><td>現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）</td><td colspan="2">80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×0.01</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>一般世帯</td><td>18,000円 （年間14.4万円上限）</td><td>57,600円</td><td>44,400円</td></tr><tr><td>低所得者Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td><td>－</td></tr><tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td><td>－</td></tr></table> 2 震災に伴う一部負担金の免除（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、令和2年2月29日とした。 ただし、帰還困難区域等を除く、旧避難指示区域等の上位所得層の被害者は、令和元年7月31日まで。	所得区分（適用区分）	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額	4回目以降の限度額（多数）	現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×0.01		140,100円	現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）0.01		93,000円	現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×0.01		44,400円	一般世帯	18,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	－	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	－
所得区分（適用区分）	外来（個人単位）の限度額	外来＋入院（世帯単位）の限度額	4回目以降の限度額（多数）																										
現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×0.01		140,100円																										
現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）0.01		93,000円																										
現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×0.01		44,400円																										
一般世帯	18,000円 （年間14.4万円上限）	57,600円	44,400円																										
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	－																										
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	－																										
R元	1 令和元年台風第19号により被災した被保険者の一部負担金の免除実施 ○令和元年10月12日～令和2年2月29日まで 令和2年3月1日～令和2年9月30日まで期間延長。 2 震災に伴う一部負担金の免除（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、令和3年2月28日とした。 ただし、令和元年度中に指定が解除された旧居住地制限区域等の上位所得層の被保険者は、令和2年9月30日まで。 また、平成29年4月1日を含む平成28年度以前に解除された旧避難指示区域等の被保険者のうち上位所得層となる場合は令和2年7月31日まで。																												

年度	給付内容等の改善状況
R 2	1 震災に伴う一部負担金の免除(原発避難に伴う免除) ○有効期限を1年間延長し、令和4年2月28日とした。 ただし、帰還困難区域等を除く、旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者は、令和3年7月31日まで。 2 傷病手当金の支給に係る国民健康保険条例の改正 ○新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給 ○適用期間は令和2年1月1日から令和3年9月30日まで。
3	1 震災に伴う一部負担金の免除（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、令和5年2月28日とした。 ただし、帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者の一部負担金 2 令和3年2月に発生した福島県沖地震により被災した被保険者の一部負担金の免除実施 ○令和3年2月13日～令和3年5月12日まで 3 傷病手当金の支給に係る国民健康保険条例施行規則の改正 ○適用期間は令和2年1月1日から令和4年6月30日まで。 4 出産育児一時金の見直し（令和4年1月から） ○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産について 408,000 円に引き上げ 5 高額療養費貸付制度廃止（令和4年3月廃止）
4	1 震災に伴う一部負担金の免除（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、令和6年2月29日とした。 ただし、帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者の一部負担金 2 令和4年3月に発生した福島県沖地震により被災した被保険者の一部負担金の免除実施 ○令和4年3月16日～令和4年6月15日まで 3 傷病手当金の支給に係る国民健康保険条例施行規則の改正 ○適用期間は令和2年1月1日から令和5年5月7日まで。 4 出産育児一時金の見直し（令和5年4月から） ○産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については、488,000 円に引き上げ
5	1 震災に伴う一部負担金の免除（原発避難に伴う免除） ○有効期限を1年間延長し、令和7年2月28日とした。 ただし、帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者の一部負担金 平成26年までに避難指示が解除された地域の被保険者は、令和7年3月31日まで。

(3)医療給付の状況

①療養給付費の状況（令和5年度）

区分			項目	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (千円)	受診率 (%)	1件当 日数	費用額（円）		
									1件当たり	1日当たり	1人当たり
一般 48,610 人	診療費	入院		11,376	180,594	6,523,161	23.4	15.9	573,414	36,121	134,194
		入院外		470,786	629,472	6,500,393	968.5	1.3	13,808	10,327	133,725
		歯科		94,079	156,408	1,269,547	193.5	1.7	13,494	8,117	26,117
		計		576,241	966,474	14,293,101	1,185.4	1.7	24,804	14,789	294,036
	調剤			324,775	(366,693)	4,039,031	—	—	—	—	83,091
	食事・生活療養			(10,795)	(481,165)	320,346	—	—	—	—	6,590
	訪問看護			2,608	16,610	193,877	5.4	6.4	74,339	11,672	3,988
	合計			903,624	983,084	18,846,355	1,858.9	1.1	20,856	19,171	387,705
退職 0 人	診療費	入院		0	0	0	—	—	—	—	—
		入院外		1	1	17	—	1	17,000	17,000	—
		歯科		0	0	0	—	—	—	—	—
		計		1	1	17	—	1	17,000	17,000	—
	調剤			0	(0)	0	—	—	—	—	—
	食事・生活療養			(0)	(0)	0	—	—	—	—	—
	訪問看護			0	0	0	—	—	—	—	—
	合計			1	1	17	—	1	17,000	17,000	—
全体 48,610 人	診療費	入院		11,376	180,594	6,523,161	23.4	15.9	573,414	36,121	134,194
		入院外		470,787	629,473	6,500,410	968.5	1.3	13,808	10,327	133,726
		歯科		94,079	156,408	1,269,547	193.5	1.7	13,494	8,117	26,117
		計		576,242	966,475	14,293,118	1,185.4	1.7	24,804	14,789	294,037
	調剤			324,775	(366,693)	4,039,031	—	—	—	—	83,091
	食事・生活療養			(10,795)	(481,165)	320,346	—	—	—	—	6,590
	訪問看護			2,608	16,610	193,877	5.4	6.4	74,339	11,672	3,988
	合計			903,625	983,085	18,846,372	1,858.9	1.1	20,856	19,171	387,706

(※) 調剤の日数欄の数字は処方せん枚数のため合計に含めない。

(※) 食事療養・生活療養の件数・日数は診療費に含まれるため合計に含めない。

②療養費の状況（令和5年度）

（単位：千円）

区分	項目	件数 (件)	費用額	保険者負担分	一部負担金
一般		12,819	103,338	76,811	26,989
退職		0	0	0	0
計		12,819	103,338	76,811	26,989

③高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金の支給状況（令和5年度）

（単位：千円）

区分	高額療養費		移送費		出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
	件数(件)	(注1) 金額	件数(件)	金額	件数(件)	(注2) 金額	件数(件)	(注3) 金額	件数(件)	金額
一般	29,665	1,921,201	0	0	96	42,156	343	17,150	4	40
退職	0	0								
計	29,665	1,921,201								

(注1) 高額療養費は、高額介護合算療養費を含む。

(注2) 出産育児一時金は、1件50万円であるが、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については、48万8千円である。ただし、令和5年3月31日以前に出産した場合は1件42万円であり、産科医療補償制度未加入の医療機関での出産については、40万8千円である。

金額には、福島県国民健康保険団体連合会に支払う手数料を含み、差額未請求分は含めない。

(注3) 葬祭費は、1件5万円である。

○後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月から旧老人医療制度に変わって新たに創設された制度。

対象者は、全ての 75 歳以上の方（一定の障がい等を有する 65 歳以上の方で、広域連合の認定を受けた方を含む）。

運営は県内全ての市町村で構成する「福島県後期高齢者医療広域連合」が行い、市は、保険料徴収業務と、窓口業務を行う。

(1) 加入者数（年度平均 3～2 月ベース）

（単位：人）

年度	区分	市人口	後期高齢者医療被保険者			加入割合	前年比	
			75 歳以上	障害認定	計		被保険数	割合
令和 3 年度		273,842	41,216	1,386	42,602	15.56%	△282	99.34%
令和 4 年度		271,345	42,162	1,322	43,484	16.03%	882	102.07%
令和 5 年度		268,613	43,715	1,250	44,965	16.74%	1,481	103.41%

(2) 事由別異動状況（年度計 3～2 月ベース）

（単位：人）

年度	区分	資格取得				計
		年齢到達	広域外転入	障害認定	生保廃止	
令和 3 年度		2,730	91	207	24	3,052
令和 4 年度		4,276	106	208	19	4,609
令和 5 年度		4,070	79	206	36	4,391

年度	区分	資格喪失				計
		死亡	広域外転出	障害撤回	生保開始	
令和 3 年度		2,766	67	4	92	2,929
令和 4 年度		2,962	90	2	86	3,140
令和 5 年度		3,034	83	2	110	3,229

(3) 保険料額（※各年度当初賦課額）

（単位：円）

年度	区分	保険料率			保険料額	
		均等割額	所得割額	限度額	調定額	1 人当たり保険料
令和 3 年度		43,300	8.23%	640,000	2,885,443,300	67,241
令和 4 年度		44,300	8.48%	660,000	2,984,638,400	68,554
令和 5 年度		44,300	8.48%	660,000	3,083,581,300	68,283

※震災減免前の保険料

保険料は原則として年金から天引きされる。ただし、年金額が年額 18 万円未満の場合や、介護保険料との合計額が年金額の 1/2 を超える場合は納付書により納付する。

(4) 療養給付費の状況

年度	区分	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (千円)	受診率	費用額（円）		
						1 件当たり	1 日当たり	1 人当たり
令和 3 年度		1,239,417	1,585,835	34,288,726	2,909.29%	27,665	21,622	804,862
令和 4 年度		1,270,944	1,617,073	35,096,175	2,922.79%	27,614	21,704	807,105
令和 5 年度		1,316,446	1,649,266	36,496,700	2,927.71%	27,724	22,129	811,669

※受診率、1 人当たり費用額は、各年度の年間平均被保険者数で除しています。

(5) 療養費等の状況

年度	区分	療養費		高額療養費		葬祭費	
		件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）	件数（件）	金額（千円）
令和 3 年度		17,145	253,920	63,011	1,256,521	2,509	125,450
令和 4 年度		16,685	250,914	81,367	1,476,544	2,810	140,500
令和 5 年度		17,414	263,567	125,167	1,914,273	2,875	143,750

(6)制度沿革

年度	制度の沿革
H20	・後期高齢者医療制度の施行 ・一部負担 1割（現役並み所得者は3割） 現役並み所得者（課税所得 145 万円以上、または被保険者複数世帯 520 万円以上もしくは被保険者単身世帯で 383 万円以上の収入がある場合。） ・保険料の軽減 低所得世帯への均等割額の軽減 ①7割軽減…所得金額が 33 万円以下 ②5割軽減…所得金額が 33 万円＋（24.5 万円×被保険者数）以下 （※被保険者である世帯主を除く） ③2割軽減…所得金額が 33 万円＋（35 万円×被保険者数）以下 ・激変緩和措置 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料の軽減 被保険者となった月以降2年を経過する月まで、所得割0円、均等割5割軽減 ・一部改正 ①均等割7割軽減→8.5割軽減 ②基礎控除後の総所得金額等が58万円以下→所得割 5割軽減 ③被扶養者であった者の均等割5割軽減→9割軽減 （※H20年4月～9月賦課なし、H20年10月～9割軽減） ・特別徴収を条件付きで口座振替が可能に（年金収入180万円以上、過去国保滞納無し）
21	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の各種所得が無い）の世帯を、9割軽減とする特例措置を追加 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・原則全ての被保険者が、申し出により特別徴収から口座振替の選択が可能に
22	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・高齢者の医療の確保に関する法律一部改正 被用者等保険者について、後期高齢者支援金の1/3を総額報酬で算定 財政安定化基金について、保険料引上げ抑制財源とすることが可能に ・「高齢者医療制度改革会議」において新たな制度の具体的あり方の検討開始 （平成22年12月20日 最終取りまとめ） 新たな制度の基本骨格 ①制度を年齢で区分せず、現役世代と同じ医療保険に加入する。 ②国保を2段階に分け、都道府県単位の運営とする。
23	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除実施 ・「社会保障と税の一体改革案」 （平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定） 高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）
24	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除実施 原発事故に伴うもの25年度分まで、それ以外のは平成24年9月まで ・保険料賦課限度額の引上げ50万円→55万円 ・住民基本台帳法の改正に伴う外国人の後期高齢者医療の適用 ・高額療養費における外来診療の現物給付 ・社会制度改革推進法（平成24年8月）に基づく「社会保障制度改革国民会議」による検討開始
25	・低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ・社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日） 医療保険制度改革 ①財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保 ②医療給付の重点化・効率化（療養の範囲の適正化等） ・「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の促進に関する法律」施行

年度	制度の沿革
H25	・ ペイジー口座振替受付サービスを 10 月より開始
26	・ 低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・ 保険料軽減に係る所得基準の拡大 ① 5 割軽減…所得金額が 33 万円 + (24.5 万円 × 被保険者数) 以下 ② 2 割軽減…所得金額が 33 万円 + (45 万円 × 被保険者数) 以下 ・ 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・ 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り
27	・ 低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・ 保険料軽減に係る所得基準の拡大 ① 5 割軽減…所得金額が 33 万円 + (26 万円 × 被保険者数) 以下 ② 2 割軽減…所得金額が 33 万円 + (47 万円 × 被保険者数) 以下 ・ 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・ 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り ・ コンビニエンスストア収納開始
28	・ 低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・ 保険料軽減に係る所得基準の拡大 ① 5 割軽減…所得金額が 33 万円 + (26.5 万円 × 被保険者数) 以下 ② 2 割軽減…所得金額が 33 万円 + (48 万円 × 被保険者数) 以下 ・ 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の継続 ・ 医療保険制度改革関連法により入院時食事療養費等の改定 ・ 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り
29	・ 低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・ 保険料軽減に係る所得基準の拡大 ① 5 割軽減…所得金額が 33 万円 + (27 万円 × 被保険者数) 以下 ② 2 割軽減…所得金額が 33 万円 + (49 万円 × 被保険者数) 以下 ・ 所得割に係る軽減率の見直し（軽減率：5 割 → 2 割） ・ 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の見直し （均等割軽減率：9 割 → 7 割） ・ 高額療養費自己負担限度額の見直し（平成 29 年 8 月より） 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り
30	・ 低所得者に対する保険料軽減措置の継続 ・ 保険料軽減に係る所得基準の拡大 ① 5 割軽減…所得金額が 33 万円 + (27.5 万円 × 被保険者) 以下 ② 2 割軽減…所得金額が 33 万円 + (50 万円 × 被保険者数) 以下 ・ 所得割に係る軽減率の見直し（軽減率：2 割 → 本則 <軽減なし>へ） ・ 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の見直し （均等割軽減率：7 割 → 5 割） ・ 保険料賦課限度額の見直し（57 万円 → 62 万円） ・ 高額療養費自己負担限度額の見直し（平成 30 年 8 月） ・ 住所地特例の見直し（平成 30 年 4 月より国民健康保険の規定により住所地特例を受けている者が年齢到達又は従前の住所地の広域連合による障害認定をうけ後期高齢制度に加入する場合、住所地特例の適用も引き継ぐ） ・ 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り
R 元	・ 低所得者に対する保険料軽減措置の見直し ① 9 割軽減…令和元年 10 月より本則（7 割軽減）とし通年で 8 割軽減 ・ 保険料軽減に係る所得基準の拡大 ① 5 割軽減…所得金額が 33 万円 + (28 万円 × 被保険者数) 以下 ② 2 割軽減…所得金額が 33 万円 + (51 万円 × 被保険者数) 以下 ・ 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険料軽減の特例措置の見直し （均等割軽減率：5 割 → 資格取得後 2 年間 5 割軽減、以降本則へ） ・ 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り

年度	制度の沿革
R元	- 令和元年台風第19号被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除 - 新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免
2	- 低所得者に対する保険料軽減措置の見直し ① 8.5割軽減…令和2年10月より本則（7割軽減）とし通年で7.75割軽減 - 保険料軽減に係る所得基準の拡大 ① 5割軽減…所得金額が33万円＋（28.5万円×被保険者数）以下 ② 2割軽減…所得金額が33万円＋（52万円×被保険者数）以下 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施開始 - 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り - 令和元年台風第19号被災者への保険料減免、窓口一部負担金免除（9月30日まで） - 新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免
3	- 保険料軽減に係る所得基準の拡大（下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算） ① 7割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$以下 ② 5割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$＋28.5万円×被保険者数以下 ③ 2割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$＋52万円×被保険者数以下 - 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り - 新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免延長 - スマートフォンアプリ収納開始
4	- 保険料軽減に係る所得基準の継続（下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算） ① 7割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$以下 ② 5割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$＋28.5万円×被保険者数以下 ③ 2割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$＋52万円×被保険者数以下 10月より窓口負担割合2割導入 ※3年間の激変緩和措置有り（令和7年9月30日まで） - 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り - 新型コロナウイルス感染症等に係る被保険者の方の傷病手当金、保険料の徴収猶予・減免延長
5	- 保険料軽減に係る所得基準の拡大（下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算） ① 7割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$以下 ② 5割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$＋29万円×被保険者数以下 ③ 2割軽減…所得金額が43万円＋$\frac{10 \text{ 万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数} - 1)}{\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}}$＋53.5万円×被保険者数以下 - 東日本大震災被災者（避難指示区域等）への保険料減免、窓口一部負担金免除延長 ※旧避難指示区域等では所得制限有り。 ※令和5年度以降、段階的に終了し、国で示した区域ごとに免除割合の変更・廃止を実施。

○国民年金

1 拠出制国民年金

(1)種類・年金額・支給の条件

(令和6年4月1日現在)

区分 項目	年金額（年額）	支給の条件														
老齢基礎 年金	満額で 816,000 円(68 歳以下) 813,700 円(69 歳以上) （保険料未納・免除・合算対象期間等があれば、その期間により減額される。）	・ 保険料を納めた期間と免除を受けた期間及び合算対象期間をあわせて 10 年以上あること。 ・ 65 歳に達したこと。（希望によっては 60 歳から）														
障害基礎 年金	1 級障害＝1,020,000 円(68 歳以下)＋子の加算額 1,017,125 円(69 歳以上)＋子の加算額 2 級障害＝816,000 円(68 歳以下)＋子の加算額 813,700 円(69 歳以上)＋子の加算額 子の加算額…… 1 人目 234,800 円 2 人目 234,800 円 3 人目以降 1 人につき 78,300 円	①第 1 号被保険者期間中または 20 歳前に初診日がある病気やケガで障がい者になったとき。 ②被保険者であった人で、60 歳以上 65 歳未満で国内在住中に初診日がある病気やケガで障がい者になったとき。 ③初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に 1／3 を超える保険料の未納がなく、障害認定日に障害等級に該当すること（令和 8 年 3 月 31 日までは初診日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないことでもよい）														
遺族基礎 年金	〈子のある配偶者が受ける年金〉 基本額 816,000 円(68 歳以下)＋子の加算額 813,700 円(69 歳以上)＋子の加算額 子の加算額…… 1 人 234,800 円 2 人 234,800 円 3 人目以降 1 人につき 78,300 円 〈子が受ける年金〉 基本額 816,000 円＋子の加算額 子の加算額…… 1 人 0 円 2 人 234,800 円 3 人目以降 1 人につき 78,300 円	次の①～④の人が死亡し、その人によって生活を維持されていた 18 歳到達年度の末日までにある（障がい者は 20 歳未満）子のある配偶者または子。ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間に 1／3 を超える保険料の未納がないとき。 （令和 8 年 3 月 31 日以前に死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないことでもよい） ①第 1 号被保険者 ②第 1 号被保険者であった人で、国内在住中の、60 歳以上 65 歳未満の人 ③老齢基礎年金の受給権者 ④老齢基礎年金の受給資格期間として 25 年を満たした人														
寡婦年金	夫が受けられる老齢基礎年金額の 3／4	保険料を納めた期間（第 1 号被保険者の期間）と免除を受けた期間を合わせて 10 年以上ある夫（婚姻期間 10 年以上）が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡したとき。 原則として、婚姻期間が 10 年以上ある、生計を維持されていた妻が 60 歳から 65 歳になるまでの間支給。														
死 亡 一時金	<table><tr><th>保険料納付済月数等</th><th>金額</th></tr><tr><td>36 月以上 180 月未満</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td>180 月以上 240 月未満</td><td>145,000 円</td></tr><tr><td>240 月以上 300 月未満</td><td>170,000 円</td></tr><tr><td>300 月以上 360 月未満</td><td>220,000 円</td></tr><tr><td>360 月以上 420 月未満</td><td>270,000 円</td></tr><tr><td>420 月以上</td><td>320,000 円</td></tr></table> 付加保険料の納付が 36 月以上ある場合は 8,500 円を加算	保険料納付済月数等	金額	36 月以上 180 月未満	120,000 円	180 月以上 240 月未満	145,000 円	240 月以上 300 月未満	170,000 円	300 月以上 360 月未満	220,000 円	360 月以上 420 月未満	270,000 円	420 月以上	320,000 円	第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）の期間について次の①～④を合算した月数が 36 月以上ある人が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金・寡婦年金を受けられないとき。 ①保険料納付済期間の月数 ②保険料 4 分の 3 納付月数は 4 分の 3 月 ③保険料半額納付月数は 2 分の 1 月 ④保険料 4 分の 1 納付月数は 4 分の 1 月
保険料納付済月数等	金額															
36 月以上 180 月未満	120,000 円															
180 月以上 240 月未満	145,000 円															
240 月以上 300 月未満	170,000 円															
300 月以上 360 月未満	220,000 円															
360 月以上 420 月未満	270,000 円															
420 月以上	320,000 円															
特別 一時金	保険料の納付期間に応じて支給	障害年金等の受給権者であって、昭和 61 年 4 月 1 日前に任意加入した人または法定免除された保険料を追納した人														

- 加入可能年数は昭和 36 年 4 月 1 日以後の 20 歳～60 歳未満の期間（生年月日によって 25 年～40 年）
 ○付加年金制度に加入すると、期間に応じて老齢基礎年金に加算されて支給される。
 ○付加保険料納付のとき……200 円×付加保険料納付月数
 ○大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの人で、老齢年金、通算老齢年金を受けている人（これから受けられる人）、昭和 61 年 3 月 31 日以前に障害年金の受給権が発生している人は、旧法による年金が支給される。

(2) 現存被保険者数、付加年金被保険者数及び保険料免除者数 (各年度末現在)

区分 年度別	現存被保険者数				付加年金被保険者数			付加年金加入率 $\frac{(C)}{(A+B-D)}$	保険料免除者数(D)	免除率 $\frac{(D)}{(A)}$
	総計	第 1 号 (A)	任意加入 (B)	第 3 号	強制	任意	計 (C)			
R 3	40,919	26,163	257	14,499	97	1,312	1,409	10.4	12,924	49.4
4	39,465	25,675	256	13,534	93	1,281	1,374	10.5	12,830	50.0
5	38,383	25,343	277	12,763	104	1,267	1,371	10.4	12,478	49.2

(3) 給付状況

○基礎年金の給付の状況 (各年度末現在)

区分 年度別	総数		老齢		障害		遺族	
	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
R 3	86,325	59,895,881	80,545	54,985,218	5,227	4,485,985	553	424,678
4	86,822	60,188,775	80,934	55,207,498	5,339	4,557,600	549	423,677
5	87,263	61,838,599	81,344	56,731,762	5,389	4,687,198	530	419,639

○旧法年金の給付の状況 (各年度末現在)

区分 年度別	総数		老齢		通算老齢		障害	
	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
R 3	1,331	501,217	666	292,702	565	119,297	100	89,218
4	1,044	392,730	516	222,920	442	93,392	86	76,418
5	820	324,536	408	178,814	330	71,208	82	74,514

○その他の給付 (各年度末現在)

区分 年度別	寡婦		死亡一時金		特別一時金	
	件数	年金額	件数	金額	件数	金額
R 3	18	7,461	40	5,659	0	0
4	16	6,113	39	5,922	0	0
5	13	5,261	29	4,347	0	0

2 福祉年金

(1) 種類・年金額・支給の条件 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

項目	区分	年金額	支給の条件
老齢福祉年金		416,900 円	・明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人が 70 歳（身障者は 65）になったとき。 ・明治 44 年 4 月 2 日から大正 5 年 4 月 1 日までに生まれた人で、拠出制の老齢年金を受けられないが、被保険者としての一定の要件に該当する人が 70 歳になったとき。

- 老齢福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限及びほかの公的年金との併用制限がある。
 ○障害福祉年金・母子（準母子）福祉年金は、昭和 61 年 4 月 1 日から、それぞれ、障害基礎年金・遺族基礎年金に移行しており、本人の所得制限がある。

(2) 福祉年金の給付の状況 (各年度末現在)

区分 年度別	老齢福祉年金		
	件数	支給年金額	支給停止額
R 3	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0

○移住・定住の促進

1 主な移住定住支援事業

移住コーディネーター1名を配置し、庁内及び関係機関と連携し、移住検討から移住後のサポートをしています。

事業名	事業内容	補助額 等
移住ワンストップ相談窓口	移住希望者又は移住者の暮らし・仕事・住まいや支援制度などの相談をワンストップで受付	-
福島市移住希望者宿泊費補助金	移住希望又は移住準備のために本市へ来訪した方が市内に宿泊をした際の宿泊費の一部を支援	宿泊費 1/2(5,000 円上限) ※福島県の「ふくしま移住希望者支援交通費補助」対象者
お試し移住 (プレ移住サポート事業)	移住希望者を対象に、暮らしを体験しながら滞在する宿泊費等の一部を支援	2泊以上 13泊までの宿泊費等の1/2もしくは3,000円/日上限
UIJ ターン移住支援事業	東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から本市に移住し、福島県就業マッチングサイトの移住支援金対象企業に就業した方など、一定の要件に該当する方を支援	①単身世帯:60万円 ②複数世帯:100万円 +子ども加算 100万円/人
移住引越支援金	市外から本市へ移住した方(転勤、就学等による場合は除く)を支援	引越費用 1/2 以内補助 ・県外からの移住世帯:10万円上限 ・県内からの移住世帯:5万円上限
UIJ ターン保育士等就労支援補助金	県外から転入し、市内の私立の認可保育施設等で、保育士、幼稚園又は保育教諭として就労する方の引越費用等を支援	補助最大 20 万円 対象経費:住宅取得費用、住宅賃貸借費用、移転費用、移動費用、被服費用、通勤用車両購入費用等
湯めぐりパスポート	一定の要件を満たした移住者に対し、市内公衆浴場を無料で利用できるパスポートを贈呈（移住フェア等参加者、市営住宅入居者、空き家バンク入居者、新規就農者、出会いの場成婚者、結婚新生活支援事業県外移住者等）	利用できる公衆浴場 ・飯坂温泉:鯖湖湯・波古湯 ・高湯温泉:あったか湯 ・土湯温泉:中之湯
結婚新生活支援事業	一定の要件を満たした新婚世帯に対し、新生活に伴う住居費用を支援	【スタートアップ支援】 ①住宅購入・リフォーム費用:最大 30 万円 ②賃貸住宅初期費用・引越費用:最大 15 万円 【家賃支援】 ①家賃と共益費:月額 1/2 の額(月 2 万円上限)
移住者向け市営住宅	UIJ ターン等により本市への移住を希望する方に市営住宅（地域対応活用住宅）の貸し出し	対象住宅:土湯団地 家賃:所得に応じた額 入居期間:1年間（最長2年間）
広報推進事業	本市への移住・定住の推進と関係人口創出のため、本市の魅力、移住者インタビューなど Web サイトや SNS を用いて情報発信	移住応援サイト「ふくがましふくしまし。」 Instagram「ふくしま days」

2 移住者数、移住相談件数

(単位：人、世帯、件)

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
移住者数	7	10	12	28	71	254	373	470
移住世帯数	3	6	4	12	37	141	210	369
移住相談件数	70	95	67	125	155	196	292	322

※移住者数は、本市の移住支援事業等を活用し転入した方

○国内・国際交流

1 国内交流

本市では、国内各都市との交流を図り、市民同士の交流を促進することで関係人口の拡大を目指しています。

【国内各都市と主な交流内容】

都市名	主な交流内容
【友好都市】 東京都荒川区	・昭和19年から20年にかけて、福島市内の各地で区内の学童疎開を受入れたことが縁で交流が開始。 ・平成18年「災害時における相互応援に関する協定」、平成28年「荒川区・福島市友好都市協定」をそれぞれ締結。 ・荒川区のイベント「川の手荒川まつり」や「交流都市フェア」、「伝統技術展」への出展。 ・果物のトップセールスを実施。 ・「純米吟醸あらかわ」の酒米田植え・稲刈り体験及び区内での販売。
【パートナーシティ都市】 愛知県豊橋市	・古関裕而・金子夫妻をモデルとした NHK 朝の連続テレビ小説放映実現に向けた取組みが縁で交流が開始。 ・令和5年2月9日「豊橋市・福島市のパートナーシティ協定」締結（古関裕而・金子夫妻入籍日）。 ・ふくしま花火大会で豊橋手筒花火を披露。 ・ええじゃないか豊橋まつりで福島わらじまつりを披露。 ・果物のトップセールスを実施。 ・職員の相互派遣による人事交流を実施(令和5年度～)。
【交流都市】 山口県山口市	・平成10年に本市在住の詩人、和合亮一氏が中原中也賞を受賞し、平成19年に「中也生誕100年祭」を本市で開催したことが縁で交流が開始。 ・平成25年「災害時相互応援協定」締結。 ・東日本大震災に伴い、山口市より応援職員を派遣。その後職員の相互派遣による人事交流を実施(平成30年度～)。 ・本市よりハナモモを送付。 ・果物のトップセールスを実施。 ・山口市のイベント「あぐまる山口」への参加
【交流都市】 長崎県長崎市	・古関裕而氏と長崎市の医学博士で随筆家の永井隆氏との交流があったことから、相互の記念館で所蔵品の貸借を行ったことが縁で交流が開始。 ・平成25年「災害時相互応援協定」締結。 ・東日本大震災に伴い、長崎市より応援職員を派遣。その後職員の相互派遣による人事交流を実施(平成30年度～令和3年度)。 ・長崎市の天然記念物のクスノキ植樹。 ・果物のトップセールスを実施。

2 国際交流

本市では、国籍の違いや多様な言語・文化・習慣そして価値観があることを、市民一人ひとりがお互いに認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に暮らしていくことを目的に、多文化共生を推進しています。

令和2年に「多文化共生のまち福島 推進指針」を策定し、福島市国際交流協会を中心に関係団体と連携し、多様性を尊重するまちを目指しています。

【国際交流及び多文化共生の推進に関する主な事業】

事業名	主な事業内容
国際交流員（CIR）の配置	・定住交流課内に、国際交流及び多文化共生活動に従事する国際交流員を配置。 ・英会話講座、国際理解講座、翻訳及び情報発信事業等を実施。
外国人生活相談事業	・本庁1階に外国人生活相談窓口を設置。 ・専門の相談員を配置し、外国人向け生活ガイドブック「KORANSHO GUIDE」や多言語パンフレット等の配布、多言語翻訳機等の活用による生活相談の対応を実施。
結・ゆい・フェスタ	・福島市国際交流協会、民間事業者、JICA、外国人コミュニティ等が連携し、中心市街地でゴールデンウィークに多国籍の飲食、民芸品等の販売、ワークショップ、ステージ発表等を実施。 ・様々な団体が一堂に会し、各国の特色ある文化に触れることができるイベントの開催により多文化共生と多様性を認め合う社会の推進を図る。
結アンブレラスカイ	・たくさんの色の傘を並べて展示し、国籍や文化、言語、性別、宗教等の違いがあっても認め合う姿を表現。 ・各イベントでの展示や、関係団体等への貸出により多文化共生への意識醸成を図る。
多文化共生推進事業	・若年層を対象に、多文化共生に関する出前講座を実施。 ・外国人と日本人を対象に、防災の知識を学びながら「やさしい日本語」による呼びかけを実施。 ・各国の食を通じた講座を実施し、国際理解の推進を図る。
広報事業	・外国人を対象に、市内の観光名所の紹介、「やさしい日本語」の普及及び防災・災害情報の提供等をSNSで発信。
福島市多文化共生センター「Yuiverse」事業	・外国人の孤立を防ぎ、外国人同士及び外国人と日本人の交流促進場として運営。 ・英会話講座、各国の料理教室、外国人ビジネスマナー講座など多彩なイベントを開催するとともに、出張版外国人生活相談窓口も実施。